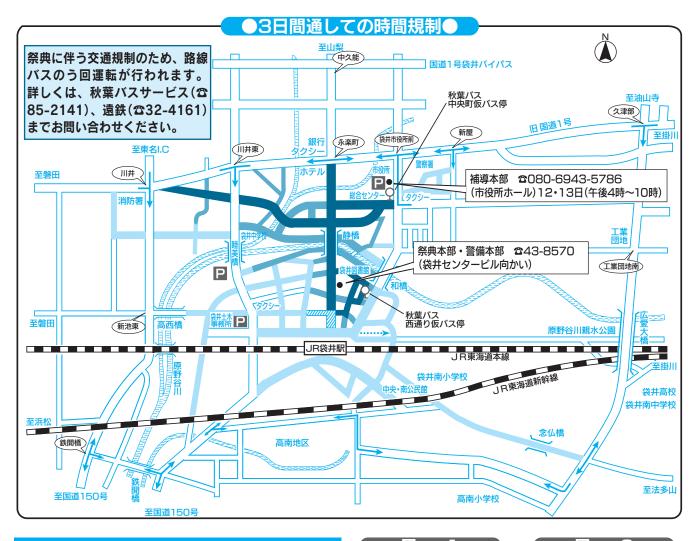
# 平成25年度 袋井まつり市街地交通規制図



## 制

10月 11日(金)午後6時~9時

12日(土)午前11時30分~午後1時(一部規制・図1) 午後5時~9時

13日(日)午後5時~9時(一部規制・図2)

#### 12日(土)

正午~ 15町屋台渡橋(静橋)

午後6時~7時30分 19町屋台引きまわし 手木合わせ (静橋中心)

### 13日(日)

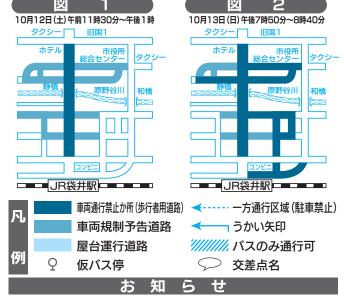
午後7時~ 袋井・川井7町もち投げ (静橋北交差点付近)

午後8時~ 駅前・高尾8町打ち上げ式 (JR袋井駅前)

#### 祭典期間中の問い合わせ先

袋井(15町)祭典統一委員会

- ◇祭典本部・警備本部 ☎43-8570(仮設)
- ◇補導本部 ☎080-6943-5786(2日間)
- ◇大當番/さかえ(栄町)



- ※祭典期間中は、交通渋滞が予想されますので駅周 辺への車での進入はご注意ください。
- ※バス・タクシーはJR袋井駅前から乗降できま
- ※駐車場は、次の3か所をご利用ください(無料)。
- ₽ 袋井市役所駐車場 (300台)
  P 原野谷川河川敷睦美橋西側 (300台)

## 平成25年度 袋井北祭り交通規制図



◇秋祭りにより、袋井北地区の道路が一部、交通規制されます。



### 土地の利活用には届け出が必要になります〈10月は土地月間です〉

- ◇土地は、市民生活や企業活動などに不可欠な資源です。土地の適切な取り引きや有効な利用が図られることは、社会・経済に とって必要です。
- ◇市では、一定規模以上の土地の利活用を行う場合、開発しようとする区域やその周辺地域の災害を防止し、良好な自然と生活 環境を確保することを目的に「袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」を定め、審査・指導をしています。また、これ 以外にも農地法や都市計画法など、さまざまな法律に基づく規制がかけられた地域があります。規制内容は、土地の使い道が 決められている場合や建築可能な建物が制限される場合などがあります。
- ◇規制がかけられた地域の場合は、許認可などが得られる見通しがない限り、住宅や工場などの建設は出来ません。次に掲げる 規制対象要件は代表的な例ですが、工事を着工する前には必ず下記の担当課へ確認をお願いします。

#### 土地利用に係る規制対象確認表

| 規制対象要件   | 関係法令                               | 担当課(電話番号)                       |
|--|------------------------------------|---------------------------------|
| 施行区域の面積が1,000㎡以上の土地の区画形質の変更(区画・形・質の変更)を行う事業(秋田川流域においては、500㎡以上)は、事前に土地利用の手続きが必要となります。開発行為は3,000㎡以上。  ▽区画の変更…道路、公園などの公共施設の新設・変更・廃止を行うこと ▽形の変更…土地の形状を変更すること ▽質の変更…農地、山林、雑種地などの宅地以外の土地を宅地にすること | 袋井市土地利用事業の適正化に<br>関する指導要綱<br>都市計画法 | 都市計画課計画係<br>(☎44-3122)          |
| 堀削・盛土を行う場合は、1,000㎡以上   | 静岡県土採取等規制条例                        |                                 |
| 農地の売買、農地以外の目的に利用する場合(面積に関わらず)  | 農地法                                | 農政課農地利用係                        |
| 農用地区域(青地)からの除外   | 農業振興地域の整備に関する法律                    | ( <b>☎</b> 44-3167)             |
| 森林法に基づく、地域森林計画の対象となる森林で1ha未満の立木を伐採する場合   | 森林法                                | 農政課農業振興係<br>( <b>全</b> 44-3133) |
| 森林法に基づく、地域森林計画の対象となる森林で1ha以上の開発行為をする場合   |                                    | 県中遠農林事務所治山課<br>(☎37-2303)       |